平成２９年（フ）第３４号
茨城県つくばみらい市狸穴1072番地29、前住所栃木県足利市福居町673番地３
債務者　齊藤　泰子（旧姓上野）
１　決定年月日時　平成29年４月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１５６号
千葉県八千代市米本2168番地220　１街区77号の２
債務者　小林　恵美
１　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６０号
千葉市中央区宮崎２丁目１番32号　有料老人ホーム　アートヒルズ蘇我
債務者　渡邊　　勇
１　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１７５号
千葉県市川市末広２丁目７番16号（セザール末広201号）
債務者　小野　　一
１　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３７号
新潟市秋葉区荻島１丁目16番27－１号
債務者　羽下　美子
１　決定年月日時　平成29年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０号
新潟市秋葉区山谷町２丁目22番16号
債務者　竹田　大輔
１　決定年月日時　平成29年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５３号
新潟市東区牡丹山３丁目21番５号　ハイツプリス101号
債務者　森野　謙二
１　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５４号
新潟市東区藤見町１丁目16番２－14号
債務者　赤塚　正義
１　決定年月日時　平成29年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５９号
新潟市東区臨港町３丁目4914番地236、前住所新潟市東区松和町５番18号
債務者　野中　悠介
１　決定年月日時　平成29年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６１号
新潟市西区寺尾東１丁目３番５号　コーポエンジェルス201、前住所群馬県館林市松原２丁目17番３号　パークヒルズＢ－103
債務者　佐藤幸千江
１　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６２号
新潟市西区真砂１丁目14番15号　コーポ前田21　202号、前住所新潟県加茂市赤谷10番３号
債務者　泉田　　学
１　決定年月日時　平成29年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６６号
新潟市東区物見山１丁目４番６号　物見山ＡＰ６号棟618号、前住所岩手県盛岡市大新町18番32号
債務者　藤井　亜紀（旧姓山岸）
１　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７９号
新潟市中央区東堀前通５番町403番地　コア東堀508号、前住所新潟市中央区古町通４番町579番地１　グリーンミナミ古町504号
債務者　村上　道盛
１　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０６号
新潟市中央区日の出１丁目３番19号
債務者　小林信一郎
１　決定年月日時　平成29年４月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６０号
山梨県南巨摩郡南部町福士13791番地１、前住所神奈川県川崎市多摩区西生田３丁目18番13号　ラ・ポーム西生田　103
債務者　若林　直樹
１　決定年月日時　平成29年４月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６８号
山梨県笛吹市石和町松本46番地１　アワーズ104
債務者　田邊美代子
１　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係